

## 29 千葉市車両等の校正方法要綱

平成12年10月10日施行  
最終改正 平成28年2月25日施行

(目的)

第1条 この車両等の校正方法は、千葉市における質量計の定期検査において、車両等を使用して行う器差検査の際の校正方法について定め、器差検査における精度の向上を図ることを目的とする。

(用語)

第2条 この車両等の校正方法で使用する用語は、千葉市質量標準管理マニュアルで使用する用語の例による。

(車両等の適用範囲)

第3条 対象とする質量計は、載せ台を有するO級及びM級の非自動はかりとし、車両等の適用範囲は、次のとおりとする。

- (1) ひょう量が2トンを超え20トン以下のものにあつては、ひょう量の4分の1(ひょう量の4分の1が2トン未満であるときは2トン)を超える部分とする。
- (2) ひょう量が20トンを超えるものにあつては、5トンを超える部分とする。

(検査に使用する質量標準器等)

第4条 検査に使用する質量標準器等は、次のとおりとする。

- |              |           |             |     |
|--------------|-----------|-------------|-----|
| (1) 3級実用基準分銅 | 500 kg    | 鋳鉄・枕型       | 31個 |
| (2) 3級実用基準分銅 | 1 t       | 鋳鉄・台型       | 12個 |
| (3) 2級実用基準分銅 | 10 kg     | ステンレス・枕型    | 49個 |
| (4) 2級実用基準分銅 | 5 kg      | ステンレス・枕型    | 1個  |
| (5) 2級実用基準分銅 | 2 kg～10 g | ステンレス・増おもり型 | 14個 |

2 前項に規定する質量標準器等は、千葉市質量標準管理マニュアル(平成11年4月13日付承認)に基づき、保守、管理及び校正を行った実用基準分銅とする。

(検査に使用する車両)

第5条 検査に使用する車両(以下「検査車両」という。)は、別紙「検査車両台帳」のとおりとする。

2 前項に規定した検査車両以外の車両を検査に使用する場合は、第3条第1項第1号及び第2号に規定する車両等の適用範囲を満たすものであつて、検査に際し次の事項を様式1記録するものとする。

- (1) 種別
- (2) メーカー
- (3) 型式
- (4) 車両重量
- (5) 車両総重量

(6) 車両番号

(置換する荷重)

第6条 検査車両を用いて質量標準器等と車両を置換する方法として使用する荷重（以下「見なし真値」という）は、12 tとする。

(質量標準器等と車両等を置換する方法)

第7条 電気式はかりの検査における質量標準器等と検査車両の置換方法は次のとおりとする。

(1) 計量器の表示値及び計量値の確定方法については、表示値及び計量値の変化点はすべての表示値が変わらない最小の計量値（以下「マイナス極限」という。）によることとし、計量値の読取りはすべて1 kg単位とする。

(2) 器差検査において、見なし真値まで質量標準器等を用いて行い記録する。

(3) 見なし真値において、1 kgの質量標準器等の増減により、表示値のマイナス極限を確認し、その計量値を1 kg単位で読取り記録する。

(4) 質量標準器等をすべて載せ台から降ろす。

(5) 質量標準器等と車両を置換する。

(6) 載せ台に車両を静かに移動させ、(3)の計量値と一致させるように1 kgの質量標準器等の増減により表示値を1 kg単位で調整し記録する。

(7) (6)の調整完了後、見なし真値以上順次特定計量器検定検査規則第214条に規定するひょう量（以下「読み替えひょう量」という。）まで質量標準器等を用いて器差検査を行う。

(8) 戻りの検査の際に(6)の調整完了後の状態になるまで質量標準器等を降ろし、その値を参考値として記録する。（車両重量±表示調整用分銅の質量）

2 機械式はかりの検査における質量標準器等と検査車両の置換方法は次のとおりとする。

(1) 計量器の表示値及び計量値の確定方法については、釣合いが安定した状態により規定することができる。

(2) 器差検査において、見なし真値まで質量標準器等を用いて行い記録する。

(3) 質量標準器等をすべて載せ台から降ろす。

(4) 質量標準器等と車両を置換する。

(5) 載せ台に車両を静かに移動させ、(2)の計量値と釣合いが一致するまで質量標準器等により指示値を1 kg単位で調整し記録する。

(6) (5)の調整完了後、見なし真値以上読み替えひょう量まで質量標準器等を用いて器差検査を行う。

(7) 戻りの検査の際に(5)の調整完了後の状態になるまで質量標準器等を降ろし、その値を参考値として記録する。（車両重量±表示調整用分銅の質量）

(見なし真値として使用できる車両の条件)

第8条 第5条第1項及び第2項に定める検査車両は、エンジンを停止して検査を行わなければならない。

(記録)

第9条 本方法により検査を実施する場合は、次の事項について記録し、保管し

なければならない。

(1) 第6条に定める検査車両

(2) 第7条に定める質量標準器等と検査車両の置換における各検査結果

2 前項の規定により記録する事項は、検査車両台帳（様式1）に定めるとおりとする。

（改正）

第10条 本方法の改正を行った場合は、遅滞なく国立研究開発法人産業技術総合研究所に変更内容を報告する。

附 則

（施行期日）

この要綱は、平成12年10月10日から施行する。

附 則

（施行期日）

この要綱は、平成13年1月16日から施行する。

附 則

（施行期日）

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年2月25日から施行する。